標的型攻撃メール対応訓練業務委託

仕様書

１　業務名称

標的型攻撃メール対応訓練業務

２　業務内容

標的型攻撃メールは本文や差出人、添付ファイル、URL リンク等が巧妙に作成されているため、技術的な対策や職員のセキュリティ意識を向上させることなどにより情報漏えい等の被害を防ぐことが重要である。

このことから、標的型攻撃メールに対する職員の意識向上を図るため、実践的な標的型攻撃メール対応訓練を実施する。

３　業務履行の場所及び期間

(1) 場所：佐賀県総務部行政デジタル推進課が指定する場所

(2) 期間：契約締結の日から令和７年３月31日まで

（訓練の実施日は、県と協議して決定するものとする。）

４　対象者数　2,000 名以上

５　業務の実施方法

実施方法は以下(1)～(6)のとおりとするが、詳細については佐賀県の業務実施担当者（以下「実施担当者」という。）と協議の上、決定すること。

(1) 訓練実施計画の立案

受託者は、訓練の目的、訓練対象者、実施手順及び集計方法等について、実施担当者と協議を行い、訓練実施計画書を作成し、実施担当者の承認を得ること。また、訓練実施計画を変更する場合は、実施担当者の承認を得ること。

(2) 事前準備

ア　訓練メールの作成

・ インターネットサイトへのURLリンクを組み込んだメール文案を３種類以上作成すること。

・ メール文案をもとに実施担当者が作成した訓練メール（本番用）について、近年の標的型攻撃メールの事例等を踏まえ、技術的な助言を行うこと。

イ　教育用コンテンツの作成（PowerPoint １～２頁程度）

・ URLリンク押下者等に対する教育用コンテンツ案を作成すること。

ウ　メールサーバの整備

・　訓練用メールを送信するメールサーバを用意すること。

・　メールアドレスを詐称して訓練メールを送信できる環境を用意すること。

・　送信用プログラムを作成し、送信スケジュールに基づいてメール送信できる環境を用意すること。

・　メールサーバにおいて、「SMTP Authentication」、「SMTP over SSL」、「第三者中継の禁止」、「ウィルス対策ソフト導入」等のセキュリティ対策を実施すること。

エ　Web サーバの整備

・　開封者に対する教育用コンテンツを表示するWeb サーバを用意し、訓練期間中の教育用コンテンツの表示を行うこと。

・　開封者の情報についてWeb サーバ上に記録できるプログラムを作成すること。

・　ウィルス対策ソフトの導入等のセキュリティ対策を実施すること。

オ　アンケート設問の作成

・　訓練後に実施するメール訓練対象者へのアンケートの設問案を作成すること。

・　設問案は添付ファイル等開封者の傾向及び課題を抽出可能なものにすること。

(3) 訓練の実施

ア　動作確認テストの実施

訓練メール送受信に関する一連の動作について、事前に確認テストを実施し、問題がないことを確認すること。

イ　訓練用メールの送信

・　受信側のメールサーバ負荷を考慮し、訓練メールを送信すること。

・　送信側のメールサーバは４時間以内に対象者に送信する能力を持たせること。

・　訓練用メールは、実施担当者と決めた日時及び回数に分けて送信すること。

(4) 結果分析・報告

ア　訓練期間中は、毎日、実施担当者が指定する時間までに経過報告、もしくはオンタイムで経過を確認可能な仕組みを用意すること。

イ　訓練の実施後、訓練で収集した開封者の情報（所属、役職など）とその取った行動、アンケート結果等の集計及び分析を行い、実施担当者に提示すること。（未開封者に対する分析についても行うこと）

ウ　集計や分析の結果は、表やグラフで視覚的にわかりやすく記載すること。

エ　訓練の目的、訓練対象者、実施手順、実施結果（集計及び分析をしたもの）、総括、今後の課題及び対策案について実施担当者と協議した上で、訓練実施報告書としてまとめること。

オ　実施担当者に対する訓練実施報告書の説明会を実施すること。

(5) 情報セキュリティ研修の実施

受託者は、訓練の結果を踏まえた情報セキュリティ研修を動画形式で提供すること。職員が研修コンテンツに接続可能な期間を三週間以上設けること。

(6) 訓練業務の時期

(1)～(5)の業務に契約締結の日以降着手し、令和７年１月31日までに完了すること。

6　成果品

(1) 実施する訓練毎に次の成果品を紙媒体で一部提出すること。

ア　訓練実施計画書

イ　訓練メール本文

ウ　教育用コンテンツ

エ　訓練実施報告書

(2) 実施に際して収集した一切の情報及び電磁的記録を実施担当者に引き渡し、「データファイル等廃棄証明書」を電子ファイルでメール提出すること。

7　留意事項

(1) 訓練メールには、その訓練対象者以外の訓練対象者のメールアドレスを表示させないこと。

(2) 本委託業務の一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ佐賀県から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務の実施にあたっては、別記１「個人情報取扱特記事項」及び別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守するものとする。